

議案第49号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「附則第 44 条の 2 第 3 項」を「附則第 44 条の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「第 36 条」を「第 35 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法の改正に伴い、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合における課税の特例の対象者を、相続人にまで拡大するため改正するもの。